○経済産業省告示第二百六十号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十二条第二項の身分を示す証明書の様式を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年十一月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

別記様式

表面

第　　号	写　真
立入検査証	
下記の者は、貿易保険法第32条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。	
官　職 氏　名	（押出スタンプ割印）
年　月　日生	
経済産業大臣　　印	
年　月　日交付	

裏面

貿易保険法（抜粋）

第32条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託金融機関に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託金融機関の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第75条　第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員は、30万円以下の罰金に処する。

（備考）　用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91mmとする。

○東北地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十七日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町山田第一四地割一〇三番一から宮古市金浜第三地割三三番一まで	前	九・五〇～一一・二五（メートル）	一五・三一八（キロメートル）
	後	九・五〇～一一・二五（メートル）	一五・三一八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町山田第四地割五五番四から宮古市金浜第三地割三三番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月十九日十五時

○関東地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	成田市東金山字東前四七七番四から同市東金山字東方二三八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月十七日

○関東地方整備局告示第二百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
木更津市茅野字下杉戸八一番一から同市根岸字小妻下四三四番三まで	前	二六・〇〇～二五七・二〇（メートル）	一・四一三（キロメートル）
	後	二六・〇〇～二四三・八五（メートル）	一・四一三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所